

定 款

一般社団法人下諏訪町地域開発公社

一般社団法人下諏訪町地域開発公社定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人下諏訪町地域開発公社という。(以下「公社」という。)

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を長野県諏訪郡下諏訪町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、下諏訪町の地域開発を推進し、健康にして文化的な近代都市の建設を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 商業、工業及び観光開発事業
- (2) 墓地用地の取得、造成及び管理
- (3) 下諏訪町施設の管理運営の受託事業
- (4) 旅行業法による旅行業
- (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(社員)

第5条 公社は、公社の事業に賛同し、次条の規定により公社の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者(以下「申込者」という。)は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 理事長は、加入を承認した場合に、その旨及び入会金の払込みをなすべき期限を示して申込者に通知しなければならない。

(入会金)

第7条 社員になろうとする時、申込者は入会金を払い込むものとする。

2 入会金の額は、一口5万円とし、一口以上を所有し、全額を一時に払い込まなければならない。

3 申込者が前条第2項に規定する期限内に入会金の払込みをしないときは、加入承認の効力を失う。

(任意退社)

第8条 社員は、書面をもってその旨を理事長に届け出ることにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、第19条第2項第1号の規定により、これを除名することができる。この場合において理事長は、当該社員にその旨を通知しなければならない。

(1) 公社の名誉をき損し、又は社員としての体面を汚す行為があったとき。

(2) この定款に違反し、又はこれに準ずる行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該社員が死亡したとき。

(3) 解散したとき。

(4) 破産の宣告又は後見開始の審判を受けたとき。

(入会金の返還)

第11条 社員は、その資格を失った場合、その他いかなる場合でも入会金の返還を請求することができない。

(社員名簿)

第12条 理事長は、社員名簿を事務所に備えつけ、社員の異動があるごとにこれを訂正しなければならない。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度5月及び3月に1回ずつ開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

2 前号の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とし、臨時総会をもって臨時社員総会とする。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総会は、少なくとも期日の14日前までに総会の日時及び場所並びに総会で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員又は監事は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。その場合、理事長は30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面又は代理人による表決)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項についての

み、書面をもって表決し、又は他の社員に表決を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 総社員数、出席社員数（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、議長及び議長の指名する出席社員2人が記名押印しなければならない。

第5章 役員、顧問及び事務局

(役員)

第22条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上11人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 5 前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員（法人の場合は、その代表者又は役職員）及び学識経験者のうちから、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、社員及び学識経験者のうちから、総会の決議によって選任する。
- 4 法人の代表者又は役職員の資格において、公社の理事又は監事に選任された者は、その者が当該法人の代表者又は役職員を退任し、又はその法人が公社の社員たる資格を失ったときは、公社の理事又は監事を退任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、公社を代表し総会及び理事会の議事を総理する。

3 専務理事は、理事長の命を受け、会務を統括する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は総会の決議を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第29条 公社に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について理事長の諮問に応ずるものとする。

(事務局)

第30条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (5) 諸規程の制定及び改廃
- (6) 前5号に掲げるもののほか総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事をもって議長にあてる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会における書面による表決)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 公社の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後60日以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、総会への報告に代えて、総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 公社が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席社員の議決権の3分の

2以上に当たる多数を得なければならない。

(剰余金の分配)

第43条 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数を得て、これを変更することができる。

(解散)

第45条 公社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に定められた事由によるほか、総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数を得たときは解散する。

(残余財産の処分)

第46条 公社を清算する場合の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(施行細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により、理事長が定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公社の最初の理事長は、青木悟とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例社団法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年5月29日から施行する。

この定款は、平成30年6月1日から施行する。

この定款は、平成31年4月1日から施行する。